



Title	明治前期民事判決原本にあらわれた代人：一八七七～九〇年の京滋阪地域の代人の事例
Author(s)	三阪, 佳弘
Citation	阪大法学. 2013, 63(3-4), p. 159-191
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67958
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

明治前期民事判決原本にあらわれた代人

——一八七七〜九〇年の京滋阪地域の代人の事例——

三 阪 佳 弘

- 一 はじめに
- 二 明治前期民事判決原本にあらわれた代人の事例分析
- 三 結び

一 はじめに

筆者は、これまで明治後半期の京滋地域を対象とした分析^①を通じて、さまざまなレベルでの連携関係を弁護士と持ちながら、「モグリ・二百」とも称される「非弁護士」層が、当該地域での法的サービスの需要充足に一定の役割を果たしていたと考えられる状況を検討してきた。そこで分析の対象としたのは、史料の制約上、弁護士会が把握する弁護士事務所事務員、「特定名簿」^②指定者層に限定されているが、その背後に「ソノ地方ニ於テハ紛議ノ仲裁或ハ訴訟ノ勧誘ヲ為ス等アリトスルモ弁護士ニ対シ何等ノ関係ナキヲ以テ之ヲ登録スルノ必要ヲ認め」ない層も存在し、地域社会の法的サービスの需要充足の多層的な構造が構築されていたのである。^③

弁護士層が、明治末期には法的サービスの提供者としての十分な法学識と専門職としての団体性によって、その地位を確立していくのに伴って、「非弁護士」層は、弁護士会による排除・規制の対象とされるようになる。しかし上述した構造は根強く残り続けた⁽⁴⁾。なぜそうした構造が残存し続けるのかを考えるために、前稿末尾において、法律事務所事務員や「特定名簿」指定者層（「不認可事務員」層・「地方ノ訴訟事務ニ関係スルモノ」層）を利用する「一般訴訟人」の視点から、かれらが法的サービス需要充足の要求にどのように応えたのか、その活動の質的な面での検討が必要であると指摘した。そして、実際に、明治後半期においてなお法律事務を取り扱うにおいて依拠しえた技量・能力の源泉を、かれらの「代人」⁽⁵⁾としての明治前期の経験に遡ることができないかと考え、明治前期民事判決原本データベース⁽⁶⁾（以下「民事判決原本DB」）を用いて量的な分析を試みた。その結果、明治後半期に活動していた「特定名簿」指定者層のなかに、明治前期に代人として活動していた世代が残存し、かれらが関与した明治前期民事判決原本を通じてその活動態様あるいは技量・能力を検討する素材を得られることが判明した⁽⁷⁾。そこで本稿では、こうした層のなかで、群を抜いて関与判決数の多い三名の非弁護士（明治前期の代人業層）の活動実態を、関与判決から明らかにしたいと考える。

明治前期の代人業層については、すでに大審院判決の分析を通じて、免許代言人でない者が大審院で代人として訴訟代理を業として行っていることを明らかにした橋本誠一の研究があり、免許代言人≠弁護士による法廷での訴訟代理業務独占の確立過程を明らかにするために、この時期の民事裁判の実態分析が行われている⁽⁸⁾。また、明治前期の民事判決原本の分析を通じて代人たちの活動実態を分析した貴重な先行研究として、林屋礼二の研究がある。同研究は、いくつかの判決例の分析をふまえて、明治前期の代人について、「いわゆる『三百代言』という悪玉」と「そうでない、いわば善玉」をある程度類型化しながら、後者の類型の活躍を視野に入れて「明治前期における

民事裁判の近代化を考える」必要性を説いている。⁽⁹⁾ 本稿もまた、こうした視点に学びつつ、明治後半期においてもなお地域社会における法的サービス需要充足において一定の役割を果たし続ける「非弁護士」層（「特定名簿」指定層ないしは弁護士事務所事務員）と明治前期の代人業層との人的連続性の面から、裁判の近代化の実相を明らかにする試みである。

二 明治前期民事判決原本にあらわれた代人の事例分析

本稿でとりあげる三人は、明治後半期の京滋地域の非弁護士層に属しているF102、A06、F070である。⁽¹⁰⁾ いずれも明治前期に免許代人資格を有しないで業として訴訟代理を行う代人業としての経験を蓄積していた層である。F102は、明治前半期に京都市内に居住し（一八七九年頃の住居表示は下京区鍵屋町、八二年頃から同区興善町となり一九〇五年の特定名簿に至る）、いくつかの判決原本中の職業表示に「質商」として記載されている。明治後半期以降特定名簿に指定されたように、弁護士会からは排除されるようになる。京都市及びその周辺部の事件に関与している。A06は、一八四八年（嘉永元）生まれで、一八七〇年代末頃から京都の代人Ⅱ弁護士（堀田康人）の事務員の肩書きを有しており、明治後半期にいたるまで一貫して「認定事務員」として弁護士と安定的な連携・共生関係を有していたようである。一八八〇年代の住居表示は大津近郊の栗太郡矢橋地域で、九〇年に大津町に居を移したようである。大津周辺部の事件に多く関与している。F070は、明治後半期には京都府南桑田郡亀岡を住居として、特定名簿に指定されているにもかかわらず「弁護士事務員」の肩書きを有しているとされている。明治前半期においては、大阪府島上郡（現高槻市地域）に居住し、同地域の事件に多く関与している。

民事判決原本DBで検索できるかれらの関与した事件を整理したものが、本稿末尾の別表である。これに基づい

表 F102・A06・F070の担当事件数と事件の勝敗数

		F102		A06		F070	
		勝訴	敗訴	勝訴	敗訴	勝訴	敗訴
事件総数		39		41		23	
全体の勝敗		27	12	27	14	17	6
相手方の種別	対代言人	7	3	0	1	6	2
	対代人	12	4	3	4	9	2
	対本人	8	5	24	9	2	2
立場の種別	原告代人として訴訟	17	4	2	1	7	2
	被告代人として訴訟	6	7	1	12	9	4
	原告として訴訟	3	0	24	0	0	0
	被告として訴訟	1	1	0	1	1	0

※別表から作成

※事件数からは、身代限等の命令を除いている。

て三名の事件数、勝敗を集計したものが、上の表である。

橋本誠一によれば、一八七六年（明治九）二月の代言人規則制定以後も、免許代言人でない者が「代人」（＝代理人、以下煩瑣なので「」は付さない）の肩書を利用して訴訟代理を引き受け大審法院に立ち、その多様な活躍ぶり（^①）は免許代言人と比肩しうるほどのものであったと指摘しているが、本稿で分析する三人も、京阪地区の法廷での活躍ぶりにおいては、同じである。三人とも勝訴率は高く、F102とF070の場合、当事者の代人（とくに原告代人）として事件に関与した場合、たとえ相手側代理人が免許代理人であった場合でも、控訴審、第一審を問わず高い勝訴率を残している。A06の場合は、子細に見ると代人として事件に関与している場合には勝訴率は低く、むしろA06本人が原告として争う場合に全勝している点で、他の二人と異なっている。この点は、後述するように代人業のあり方の違いからくるものと考えられる。

これら三名の関与した事件の判決を検討する前提として、代人について次の点を確認しておこう。

まず、明治前期の民事裁判における代人の実態について、第一に『地方巡察使復命書』⁽¹²⁾からその活動の特徴を認しておこう。同書所収の各裁判所管轄下の司法状況報告で指摘されている点はおおむね共通している。本稿で対象としている大津始審裁判所の報告を例にとれば、「代書人」「代書人」資格を有する者というのではなく、民事紛争の当事者を代理するなどして事件に関与する者たちを、「代言人」≠免許代言人に対比させてこのように総称している）は「試験ヲ受クヘキ学識ナク又廉恥ナキモノノミ常ニ訴訟ヲ教唆煽動シ己レ之二干渉シテ或ハ仲裁ト号シ或ハ代人ト為リテ以テ糊口ノ資ト為ス人之ヲ称シテ三百代言ト云或ハ詐欺ヲ行ヒ或ハ恐喝ヲ為シ良民ヲ害スル頗ル大ナリ」とされている。そして、「民事」の項では、証書を偽造する手法について、次のような事例を示している。「甲者乙ノ代人ト詐リ偽造ノ証ヲ以テ丙ニ義務ノ怠リヲ責ム。丙大ニ驚キ、曾テ乙ト契約セシコトナキノミナラス、未タ乙ノ何人タルヲ知ラス。該証ハ則チ偽証ナリト弁ス。甲亦驚キタル為ヲナシテ曰ク、果シテ然ラハ乙ハ子ヲ欺クノミナラス、又余ヲ欺キタリ。猶与スヘカラス。余之ヲ告発シテ、子ノ為メ報スル所アラントス。然トモ其偽証タルヲ証明セサル可カラス。請フ子姓名ヲ自署シ実印ヲ捺シテ余ニ与ヘヨト。丙則之ヲ与フ。甲退テ其紙ニ種々ノ契約ヲ記入ス。乃チ本人姓名ヲ自署シ捺印シタル完全ノ偽証ナリ」⁽¹³⁾（適宜句読点を付した）。また別の地域の報告書においては、「風俗淳朴ニシテ従前金穀貸借ノ如キ多クハ信用貸ノ類ニシテ互ニ証書ヲ要セザリシ」状況であり、こうした口頭での約定慣行のために「争訟交々起リ代人代書等ヲ以テ生計ヲ為スノ徒山間僻邑ニ徘徊シ無知ノ人民ヲ教唆スル者少カラス、詞訟之力為メニ日ニ繁」⁽¹⁴⁾くなる状況が指摘されている。そうした状況の裏返しとして、書証さえ明確であれば確実に訴訟で有利となりうるという意識を蔓延させ、上述のような悪質な偽証工作を生み出したと考えられる。林屋礼二は、「原証書」での約定月賦返済額を中途で減額返済することに合意した事実の有無をめぐる争いとなった貸金催促事件をとりあげて、減額約定が口頭であったことを奇貨として強引な返済請

求をする原告代人の主張に、「三百代言的な臭い」を読み取っている⁽¹⁵⁾。このように、口頭の約定の有無、書証の真否が争点となっている事件の場合、代人たちがどのように対応しているのかは、当該人物の代人業のあり方を検討する際のポイントとなる。

つぎに、勧解手続、そして判決手続へと向かう手続の流れのなかでの代人たちの対応である。一八七五年（明治八）に導入された勧解制度は、当初は勧解前置を強制するものではなかったが、次第に勧解前置とする運用に傾斜し（その画期は一八八一年末）、勧解での和解の試みが不調に終わったものが判決によって処理され、裁判の場ではもはや和解は試みられず、「理非曲直」を判断して判決するようになっていくとされている⁽¹⁶⁾。別表に掲載した判決のうち多くは、勧解の「不調」を経て判決手続に至ったことを記している。そして、その「不調」とは、当事者「双方の事情をよく斟酌」して「実情」に即した解決の合意が成立しなかった場合を指すとともに、さらにまた、特に金銭貸借訴訟の場合に「実際に貸金の一部が弁済され、債権者によって残債務の放棄が約束される済（＝「済口」となること）⁽¹⁷⁾」が途中で債務者の弁済不能（「調金」できない状態）に陥り「調」の状態が破綻したときを指すとされている。本人出頭を原則としている勧解手続について、一定の制限下で代人をたてることが認められていたことから⁽¹⁸⁾、勧解（あるいはそれ以前の示談）の段階から紛争に関与し、勧解の調・不調、さらには不調のち訴訟あるいは執行に移行するなどの経過を知るかれらの対応のあり方も、判決原本から浮かび上がってくる場所である。それでは、別表の整理を前提に、それぞれの代人業のあり方について特徴的な点を見ていくことにしよう。

（１） F 102 の場合

後述する A 06 と同様、F 102 もまた、代人として関与する事件の多くは貸金返済請求に関わる事件である（二七件）。しかし、それ以外にそれぞれ一〜二件程度ずつ、預品返還、家屋買戻し、土地・家屋の明け渡し、土地の境

界、請負工事代金支払い、家賃請求、売掛金請求、そして、肩書に「質商」記載があることからかもしれないが、質屋と親質屋の間の転質契約（送り質）をめぐる質品取戻しなど、多様な事件について代人をしている点特徴的である。その内容も、その主張に明確な書証による確証が無いという理由で勝敗が簡単に決着する事件が一四件にとどまり、受任する事件のほとんどがそうした確証の有無で判決の帰趨が決まっているA06の場合とは対照的である。事件の複雑さ、多様性から見て、これらへの関与を通じてそれなりの技量・能力をたくわえることになったであろうことは、控訴審段階でも、代言人と渡り合って勝訴している（事件32、35）ことからうかがえよう。ただし、不自然な作為が認められる書証の効力が争われた事件38では、被告代人のF102の主張はやや強引である。

同事件は、原告が被告に一五〇円を貸与し（甲第一号証）、その後内金五〇円の返済を受けた（乙第一号証＝同受取証）が、なおも元利返済が滞ったため、返済請求に及んだというものである。そして、上記一部返済が行われた際に、残債を一〇円の年賦で分割返済することが合意されたかどうかが争いとなった。勧解では、江戸時代の金公事における切金手続を想起させるような分割返済方式が「調」の態様としてとられたことが指摘されているが、別表に整理した貸金返済請求事件の多くにおいては、返済が滞った場合には、勧解外においても債務の一部弁済を行った上で延納を合意する（別表のF102の事件26・27や、A06の多くの事件）、残債は分割弁済とする（例えばF102の事件13・16）などの事前の交渉が行われているようである。訴訟では、事前の勧解内外におけるそうした交渉での合意の有無が争われている。本事件もそれに該当する。

さて、原告代言人の主張は、上記年賦による分割返済の合意はしていない、というものであり、乙第一号証に対する不自然な作為を指摘する。すなわち「其乙第壹号証ハ内金五拾円ノ受取証ニシテ其他残金年賦ノ約束セシコト無之然ルニ之ニ但書ナルモノアリテ残金ノ儀ハ毎年金拾円宛トノ文字アレトモ其筆勢墨色共ニ異様ニシテ全ク入墨

ニ係ルコト一目瞭然ナリ是レ被告カ後日故造ニシテ原告ノ毫モ関知スル事柄ニハ無之」として合意の存在を否定した。これに対してF102は、被告は原告と親族の間柄であり、一部弁済したときに分割弁済の承諾を得たことは確かであり、その後そのまま時日が経過したが、原告から「甲第壹号証ノ原書ヲ紛失セシニ付更ニ書認メ呉レトノ求メニ由リ其先約ニ基キ即乙第壹号証（内金受取証を指す——筆者）ト参考証トテ取置更ニ被告ヨリ甲第壹号証ヲ書認メ与ヘタル次第ニシテ本訴金ハ已ニ乙第壹号証但書ニ依テ年賦□^借済ノ約アルモノナリ今其但書ニ付テ異論アレトモ之レカ筆勢墨色ノ異ナル如キハ受授ノ当時更ニ心付カス然トモ正當ノ成立ニシテ被告カ容易ニ故造シ得ヘキ事ニアラス全ク原告ノ苦情ニ過キス」と抗弁する。判決は、受取証に付した但書きで合意したのであれば、なぜそのとき原告の押印を求めなかったのか、あるいは原証書を原告が紛失し、その書き改めを求めたときに但書きに基づく契約の更改をなぜ求めなかったのかが不自然であるとし、原告の請求が認められた。書証作為の真相は不明ではあるが、上記『地方巡察使復命書』の指摘を想起させる事件であることは否定できない。

(2) A06の場合

A06の場合、貸金の返済請求に係る事件が大半を占めるとともに、治安裁判所での少額貸金請求事件で自らが請求者⇨原告となる場合がほとんどであり、それらはすべて勝訴している。他方で、被告代人としては、一三件（一件が貸金返済請求事件）について一二敗している。まず被告代人となつてすべて敗訴した別表中の事件3〜7、10〜12では、原告からの貸金返済請求に対して元利の一部を返済し残額返済の延期を合意した、連署捺印したが連帯債務を負うものではない、現在「調金」できないので返済延期を求める、などの抗弁をしている。判決ではすべて認められず敗訴している。そして自ら原告となつている事件13〜20などの判決では、逆に、被告から出された上記の抗弁すべてが退けられ勝訴している。あたかも、被告代人としての経験をもとに、自らが原告となつたときの

技量・能力(というよりも「手練手管」)を学習したかのように見える⁽²⁰⁾。この点に関連して、事件21の事件の判決を見ておこう。

これは「貸金催促ノ訴」であるが、被告の主張は以下の通りである。訴外Aは、一八八四年(明治一七)六月中、被告の夫に対して、金二五円他一通の金借証書取戻の勧解を申し立てた。同証書は、当時訴外Bが所持するところであり、BがAに対する二五円の貸金催促の勧解を願い出、同年六月四日和解が調い、為取替証を受け取った。ここでAが原告として登場する。「然ルニ其翌則チ六月五日原告(A06)ハ右勧解願ノ仲裁ニ加ハリBカ所持スル証書ヲ取戻シAへ相渡シ証書取戻ノ勧解願ハ調和ナリタルヲ以テ其際原告ヨリ濟口事トカ或ハ願下書等ヲ認メタルニ付之レニ署名捺印スヘクトノ請求ニ従ヒ何心ナク甲号証及ヒ乙第二号証書等ノ三通程ノ書面ニ自分及ヒ夫ノ氏名ヲ書記シ自分名下ニハ拇印ヲ為シ原告へ相渡シタルモ夫名下ノ印ハ押捺セシコト無之右之事実ナルヲ以テ原告ヨリ金借セシコト毫モ無之ニ付原告ノ訴求ニハ応シ難ク云々答弁ス(筆者中——括弧内は筆者、夫の名前は省略した)」。つまり、被告が訴外Bに譲渡した貸金の証書を、借主である訴外Aが返還するように求めてきた際に、AB間の勧解を「仲裁」したとするA06が登場する。そして勧解の濟口証文に必要だとされて被告に署名と捺印をした書面を書かせ、それを本件の貸金請求の書証に仕立て上げ、訴えたとするのである。

これに対してA06は次のように述べる。「本訴金員ハ明治十七年六月五日右Bヨリ被告へ証書差戻ス際曾テBヨリ被告へ七円金ノ召換アリタルヲ以テ該金返済セサレハ証書モ亦返戻スル能ハサル旨申立ルニ付被告ノ依頼ニ応シ自分ヨリ金貳円五十錢訴外Cヨリ金貳円ヲ貸渡シ尚ホ殘金ニ代ルニ乙第貳号証ヲ被告ヨリBへ相渡シ自分へハ甲号証ヲ受取り証書取戻ノ勧解願ハ濟方成リタルモノナル旨反駁スル」のである。つまり、A06は、A—B間の勧解を調和させるために、以前の被告—B間の金銭の授受を清算する必要がある、それを立て替えたのだと反論し、本件

の貸金請求の書証はそのため被告が作成したものだとした。

判決は、「被告ヨリ原告（A 06）ノ詐害ニ陥リ甲号証ヲ差入レタリトノ陳述ハ口頭無証ニ止マ」とし、日付、内容、本人の署名捺印においてすべて整合している以上、A 06の主張を認めたのである。真相はもちろん不明であるが、ここにも、上記『地方巡察使復命書』の糾弾する代人の手法を見てとり、林屋の示唆する「三百代言的な臭い」を認めることも不可能ではない。『復命書』が指摘するような口頭の約定の慣行が一般的であったこと、また勧解（それに先行する示談も含めて）の段階から「仲裁」人という形で関与するなかで、A 06がその訴訟上の「手練手管」と呼ぶべき技量・能力を獲得發揮したであろうことは十分想像しうるところである。

（3） F 070の場合

F 070は、代人のあり方として、前二者、とりわけA 06とは相当異なるようである。まず代人として関与した事件は、貸金あるいは預金、売掛金といった金銭返済請求事件は中心的ではなく（事件1・4・14・15・17・19・20・21）、また、そうした事件であっても、家族・親族などの親密な人間関係のなかで生じた紛争が多い（これらについての勝訴は少ない）。むしろ、代人としての活動は、田地の買戻し特約付売買に関わる買戻し請求事件、村の共有山林に関わる事件、頼母子講に関わる事件などの、村落内部の人的関係あるいは村落間の紛争の処理が中心である⁽²⁾。その依頼人の範囲は、居住する現在の大阪府高槻市内の狭い範囲に限られている。

このうち注目すべき関与事件は、8・13事件である。これらは、F 070居住近郊の複数の村の間で生じた共有山林の売買をめぐる一連の紛争である。その中心となる事件は10とその控訴審である11である。

事件の概要は以下の通りである。京都府内居住の原告二名と被告Y村（大阪府島上郡内）との間で、Y村共有の山林売却契約が締結され、手附金三〇〇円が支払われた。契約締結に当たって、Y村は、村内Y₁・Y₂に対して、

委任状を渡した。しかし、 $Y_1 \cdot Y_2$ は共有山林売却に必要な村内全戸二二七戸の連印を集めず一六一戸分の連印の委任状で契約締結を行おうとしたため、Y村中の連印者一六一名が契約締結委任を取り消したが、それにもかかわらず、 $Y_1 \cdot Y_2$ は契約締結を行った。その後訴外A村から同共有山林に支配権があるとして故障が申し立てられ、原告は契約を解除し、 $Y_1 \cdot Y_2$ を含むY村一六一名に手附金三〇〇〇円の返金と損害賠償七五〇円を請求した。

判決では、訴外A村の故障申立によりY村は委任を取り消したこと、契約解除に伴う損害賠償等の重要事項を契約条項に加える際には $Y_1 \cdot Y_2$ は必ずY村の合意を得ることが委任状に記載されているにもかかわらず、 Y_1 らはY村民の承諾無しに同契約に損害賠償条項を入れたこと、などから、Y村には損害賠償義務は無いとし、専断的に $Y_1 \cdot Y_2$ が契約を進めたことが明らかであるので、手付金の返還と損害賠償額合計一〇五〇円の支払を $Y_1 \cdot Y_2$ に命じた。原告はY村の損害賠償義務が認められなかったことについて控訴した。控訴審でもY村に賠償義務は認められず、さらに原審の $Y_1 \cdot Y_2$ に対して損害賠償を命じる部分も取り消され、手付金の返還のみが原告に認められた。

F 070は、Y村の「総代人」としての肩書で事件に関与しているが、判決では、F 070が、Y村による共有山林売却に当たって、原告との契約締結に関わる $Y_1 \cdot Y_2$ への委任状を起草したとされている（「其書面ハ被告代人タル（F 070）カ起草ニ係ルモノ」）。Y村が賠償義務を免れる上でポイントになったのが、「（契約解除の場合には——筆者）損害要償トシテ金員相渡ス」ノ契約書ヲ渡ス時ハ授任者ニ協議シ承諾印ヲ受クルニ非サレハ取計ハサル」ことを $Y_1 \cdot Y_2$ に伝えてそれを委任状に書き込んだことであった。この点で、F 070が契約締結過程全体に関与していたことが明らかであり、その後、Y村民全員の連印がないことが判明し、また、同山林の支配権を主張する隣村からの中途からの故障申立てが出され（この故障申立てにより上記売買が頓挫することになる。法廷での決着としては事件9と12であり、代人として関与）、損害賠償をめぐる控訴審の終局判決まで、代人として法律事務を処理し、

また法廷では代言人を代理人とする相手方と渡り合うなど、その技量・能力は高かったことが推測される。

しかしながら、F 070にもそうした高い技量・能力と裏腹の「三百代言的な臭い」を感じさせる行動があることも否定できない。事件6を見てみよう。⁽²²⁾同事件の概要は以下の通りである。被告は、買戻し特約付で田地を原告に売却するとともに、引き続き原告との間で小作契約を締結していたところ、原告に買戻しを請求することになった。

これに対して原告は、被告に小作料の滞納等の不実意があったことを理由に買戻しを拒み、訴訟となったが、最終的に被告の買戻しを認める判決が下された。ここからが事件6であるが、原告は、買戻しが確定・執行された段階から最終的に地券の名義書換がなされるまでの期間についての小作料を支払うよう請求したのである。判決では支払義務は無いとして被告が勝訴したが、問題はF 070の行動である。双方の主張を合わせると以下のようなのである。F 070は同事件の前提となった買戻し請求事件において、被告の代人となり、上記買戻しの執行を取り扱ったが、それでもなお買戻しをさせたくない原告は、F 070に一〇〇円で被告に示談するように手渡した。これにより、原告は示談が成立したと主張し、被告はF 070からの示談を拒否したと抗弁し、引合人として同事件に訴訟参加することになったF 070は、原告からの示談仲介の依頼は、上記買戻しの執行後のことであり、上記一〇〇円は示談をすることの手数料として受け取っただけであると主張したのである。ここには、一方の代人業務を行いながら、その業務が終了するかしないかの微妙な時期に、相手方の示談交渉を引き受け、手数料を受領するというしたたかさを見ることができる。

三 結び

以上、明治後半期においてもなお「非弁護士」としての活動が確認できる三名について、かれらが関与した明治

前期の民事判決原本の整理を行い、かれらの明治前期における代人としての活動のあり方・特徴の検討を試みた。しかしながら、判決の前提となっている当時の民事裁判手続・実体法制度の検討が不十分なまま、判決文で記述されている事実とそれに基づく断片的な紛争解決過程の叙述からの、いささか恣意的な推測にとどまらざるを得ない段階に止まっている。そうした限界を承知の上であえて指摘すれば、ここでとりあげた京滋阪地域の三名の代人たちは、その属する地域の人びととの関わりにおいて、それぞれ特徴を有していると思われる。滋賀県の天津及びその近郊で少額の貸金請求事件に代人あるいは被告として多く関与するA06は当時の各地方の司法状況を視察してまとめられた『地方巡察使復命書』に見られる代人像、林屋の指摘する「三百代言」という悪玉に近いあり方が推測される。それに対して京都市部中心に居住するF102は関与した事件数と事件の多様さにおいてA06とは一線を画していると見ることができ、F070は大阪府下の郡部のさらに狭い地域の村落内の人的関係あるいは村落に根ざした活動をしているように思われる。そうした事件処理のなかで、時には「三百代言的な臭い」を漂わせながら、F102、F070は免許代言人と対等に渡り合えるまでの技量・能力あるいは経験を蓄積してきたようである。

先に述べたような限界から、現在はこのような推測を述べるにとどめざるをえないが、最後に、今後の課題として、次の点を挙げておこう。明治後半期においても「非弁護士」としての活動が確認できる者がこれら三名以外に一〇人以上確認されており（前稿参照）、それらの事例をさらに検討すること、同時代の免許代言人の事件受任状況との量的さらには質的な比較を行うこと、本稿で検討した明治前期民事判決原本に見られた代人の法廷での働きが、一八九〇年民事訴訟法制定以降の判決原本上どのように変化していくのかを検討することを考えている。

(1) 拙稿「近代日本の地域社会と弁護士——一九〇〇年代の滋賀県域を題材として」法と政治六二―一、二〇一二年、同「明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士」続・近代日本の地域社会と弁護士」阪大法学六三―一、二〇

一三年参照。

(2) 明治後半期に京都・大津各地方裁判所弁護士会が検事局の仲介によって連携し、非弁護士層(「モグリ」「三百)」をあらかじめ弁護士会が作製した名簿に指定し、そうした人物を事務所の事務員として訴訟事務に使用しない、あるいは訴訟の紹介を受けないこととした制度。拙稿前掲注(1)参照。

(3) 拙稿前掲注(1)二〇一三、二九二頁以下参照。

(4) この点については、橋本誠一『在野「法曹」社会と地域社会』法律文化社、二〇〇五年参照。

(5) 代人については、橋本誠一『大審院法廷における代言人・代人——一八七五年—一八八〇年』法政研究一四—三〇四、二〇一〇年参照。

(6) 国際日本文化研究センター・民事判決原本データベース (<http://db.nichibun.ac.jp/ja/category/minjh.html>)。

(7) 拙稿前掲注(1)二〇一三、三〇七頁以下参照。

(8) 橋本前掲注(5)論文参照。

(9) 林屋礼二『明治前期の民事訴訟における「三百代言」——明治期民事裁判の近代化』東北大学出版会、二〇〇六年所収。本文引用部分は二六一頁。

(10) 明治後半期の「非弁護士」については、場合によっては掲載に適さない個人情報が含まれるため、匿名化している。これらの記号は、前掲注(1)掲載の二つの拙稿と共通しているので、明治後半期のかれらの経歴についてはそちらも参照されたい。

(11) 橋本前掲注(5)論文八一頁。

(12) これらは、我部政男編『明治一五年明治十六年地方巡察使復命書』上・下、三一書房、一九八〇・八一年で復刻されており、同史料中の代言人・代書人記事については橋本前掲注(4)書第二部第三章末尾に整理されている。本稿では後者の整理を参照した。また、民事事件についての状況の報告部分については、国立公文書館アジア歴史資料センターのウェブサイトで公開されている (<http://www.jacar.go.jp/>)。原史料を参照した。

(13) 「明治十六年地方巡察使復命書」「大津始審裁判所」中「民事」の項目参照(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. A03022966000、公文別録・地方巡察使復命書・明治十六年・第四卷・明治十六年(国立公文書館))。

- (14) 「明治十六年地方巡察使復命書」『盛岡始審裁判所』JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03022964700、公文別録・地方巡察使復命書・明治十六年・第三卷・明治十六年 (国立公文書館)。
- (15) 林屋前掲注(9) 論文、二五三頁参照。
- (16) 林真貴子「紛争解決制度形成過程における勸解前置の役割」『阪大法学』四六―六、一九九七年、九七二頁以下参照。
- (17) 林真貴子「明治期日本・勸解制度にあらわれた紛争解決の特徴」川口由彦編著『調停の近代』勁草書房、二〇一一年一六五頁以下参照。以下勸解制度については同氏の研究を参照した。
- (18) 林前掲注(17) 論文、一五九頁以下参照。
- (19) 林前掲注(17) 論文、一七一頁参照。
- (20) 丹羽邦男「明治政府勸解制度の経済史上の役割」『神奈川大学商経論叢』三〇―一、一九九四年六四頁以下に、家業の金融業を継いで貸金回収に関する法知識を独習しながら債権回収を行う人物の紹介があるが、A06も貸金業を傍らで営んでいるのかもしれない。
- (21) 土地の「買戻し」事件については、取引の安全と村内慣行との間のせめぎ合いの中でこの時期の大審院判例が展開している点について、矢野達雄「『土地の買戻し』に関する大審院判決」『牛尾洋也・居石正和・橋本誠一・三阪佳弘・矢野達雄』『近代日本における社会変動と法』晃洋書房、二〇〇六年参照。
- (22) 同事件は控訴審である事件2の確定を受けてのものだと思われるが、この点については別表の注記を参照されたい。
- (23) 引合人については、瀧川叡一「明治初期の引合人——前橋始審裁判所判決例から」『明治初期民事訴訟の研究——続・日本裁判制度史論考』信山社、二〇〇〇年参照。なお引合人は、証人、和解の当事者または利害関係人として裁判所の職権により訴訟に参加あるいは任意に訴訟に参加する場合など近世の慣例を引き継ぐ制度である(同上参照)。なお、民事判決原本DBでは、別個に欄が設けられているが、別表では被告等の欄にまとめた。

※本研究は、かつて交付を受けた科学研究費補助金(基盤研究(C) 課題番号一九五三〇〇五)による成果の一部である。

被告代理人	判決概要	代人の立場／勝敗／相手側	
	損料金返済についての判決（原告勝訴）に基づく執行開始の命令。 ※原告勝訴の判決は検索できず。		
	損料金返済についての原告勝訴判決（原告勝訴）に基づく執行開始の命令。 ※原告勝訴の判決は検索できず。		
	貸金返済請求に対して、被告は一部弁済を抗弁するが、確証無しとして認められず、原告勝訴。	原告 代人	○ 本人
京	J001 被控訴人（原告原告）からの貸金返済請求に対して、勧解手続不調を経て、すでに返済済みとして受取証を提示して抗弁したが、同受取証は別の取引代金支払いのものであり、上記返済の確証は無いとして認められず、控訴人（原告被告）敗訴。 ※原審判決（京都区18800228判決 20100302-0023、控訴人（原告被告は原審では本人訴訟）。控訴人（原告被告）の主張は変化無し	控訴人 代人	● 代人
上京	J002 原告からの貸金返済請求に対して、被告は利息分の返済は免除されているとして元金のみの返済を行う旨の抗弁をしたが、勧解不調時の「受書」で元利合計の支払義務の存在を認めているので、抗弁は認められず、原告勝訴。	原告 代人	○ 代人
	控訴人亡夫の借財についての被控訴人からの返済請求に対して、勧解で「双方熟談」のうえ交わした約定書で返済を約束したが、返済せず、原審では実家帰籍したので、自らに返済義務はなくなったと抗弁したが、勧解後の約定書は被控訴人個人として交わしたものであるので離婚後も返済義務を負うとして、被控訴人勝訴。 ※原審判決は検索できず。なお2020345-0018に同文判決あり	被控訴人	○ 本人
下京・高橋	J003 原告からの、被告亡父と交わした貸金返済請求について、原被双方は、勧解で、被告が一部入金し、残額を所定の期日までに支払うとした勧解借口屋を交わしたが、被告がそれに従わなかったので原告は訴訟を提起した。勧解借口の文言上、被告が返済を約束したことが明確なので、原告勝訴。	原告 代人	○ 代人
下京・鍵屋	F102(14) 原告からの預け物品返還請求に対して、被告は、本証文は原告が被告を賄賂させて強迫的に作成させたものであると抗弁するが、強迫の証拠がなく、実際に預けられた品物の一部を原告に返還していることが明らかであるとして、被告敗訴。	被告 代人	● 本人
	原告からの購入納屋引渡請求について、被告は買い戻したと抗弁するが、買い戻した確証は無いので、原告勝訴。	原告 代人	○ 本人
下京・中島 下京・鍵屋	J005(19) F102(20) 原告からの貸金返済請求に対して、被告は債務を認めつつ、返済期限の日時に誤りがあると抗弁するが、他の書証との関連で誤りは無いとされ、被告敗訴。	被告 代人	● 代人
下京・鍵屋	F102 原告からの土地明渡し請求に対して、勧解を出願した時点で明け渡しを認めたにもかかわらず、本訴を提起するのは不当だとし、訴訟費用の負担を拒んだが、勧解では、土地を明け渡さなかったことによる損害賠償を拒み明け渡しに合意しなかったため原告が本訴を提起したのであり、土地明渡しと訴訟費用負担は当然とされ、被告敗訴。	被告 代人	● 代言
上京・俵屋	栄邦輔 原告からの地券証等の返還請求に対して、被告は原告亡父との間への貸金の抵当として受領したと抗弁するが、被告の提出する証書の署名が亡父のものではない事が判明し、原告勝訴。	原告 代人	○ 代言

明治前期民事判決原本にあらわれた代人

別表 明治前期民事判決原本 DB にあらわれた、F102・A06・F070関与事件一覧表

本稿整理番号／簿冊番号・同内番号／判決年月日／裁判所		原告・控訴人		原告・控訴人代理人			被告・被控訴人・引合人・参加人		
【F102担当事件】									
1	20200301・34	18791128	京都区	下京・鍵屋	F102		下京・梅宮 下京・古西	1 夫妻 2 夫妻	
2	20200301・38	18791202	京都区	下京・鍵屋	F102		下京・清水1	3	
3	20200302・45	18800422	京都区	下京・鍵屋	4	下京・鍵屋	F102	下京・西大文字	5
4	20200345・20	18800600	大阪上等	下京・鍵屋	4	京	F102	下京・上弁天	6
5	20200007・46	18800507	京都	上京・加賀屋	7	下京・鍵屋	F102	上京・加賀屋	8
6	20000040・171	18800513	大阪上等	下京・上田	9		下京・鍵屋	F102	
7	20200008・44	18800831	京都	下京・塩竈	10	下京・鍵屋	F102	下京・岩戸山	11
8	20200009・157	18801223	京都	上京・和国 下京・本燈籠	12 13		下京・天使突抜 下京・□□□	14 15	
9	20200011・162	18810419	京都	葛野郡・川島	16	下京・鍵屋	F102	和歌山・日高	17
10	20200012・43	18810513	京都	下京・備前島	18	下京・祇園	J004	下京・天王 上京・亀屋	19夫妻 20夫妻
11	20200012・75	18810520	京都	下京・本塩竈	21	下京・伊勢屋	藤林九蔵	下京・西橋	22
12	20200012・177	18810617	京都	犬上・彦根	23	下京・鍵屋	F102	上京・近衛	24

被告代理人		判決概要	代人の立場/勝敗/相手側	
下京・中之寄留	J006 (27)	原告からの貸金返済請求に対して、被告は債務を認めつつ、分割返済の示談に基づいて返済しているところであり皆済できない旨抗弁するが、そのような示談契約の確証がないとされ、原告勝訴。	原告 代人	○ 代人
上京・米屋	J007	原告からの貸金返済請求に対して、抵当としていた物品で皆済したと抗弁するが、それらを換価して返済した確証が無いとされ、原告勝訴。	原告 代人	○ 代人
		原告は、貸金を返済しなかった被告に対して、約定証に基づいて抵当としていた物品の引渡を請求したが、被告は、本請求は出訴期限を経過していると抗弁し、それが認められて原告敗訴。	原告 代人	● 本人
		物品預料未納金を貸金契約に更改した原告からの返済請求に対して、被告は利子を付すことを拒み、また一部入金後の残額を月賦で支払う旨申し述べたが、一部入金の確証もないとされ、原告勝訴。	原告	○ 本人
上京・瓦之	J008	原告からの貸金返済請求に対して、被告は債務を認めつつ、すでに分割弁済の合意をしておき、正式に証書を取り交わすまでの仮の証書による請求であるので応じ難いと抗弁するが、その確証がないとされ、原告勝訴。	原告	○ 代人
		原告からの貸金返済請求に対して、被告は、本件はすでに取扱人某に任せ「事済」と抗弁するが、確証が無いとされ、原告勝訴。	原告 代人	○ 本人
下京・鍵屋	F102	原告からの貸し金返済請求に対して、被告は、①返済義務を負っていないこと、②負っていたとしても利子支払いの義務はなく、利子分を控除すると100円未満となり管轄違の訴えである、③証文の略記された宛名は被告父宛と考えるべきなど抗弁するが、認められず、元金と法定利息の支払を命じられ、被告敗訴。	被告 代人	● 代人
下京・幸竹	J010	原告からの約定金支払請求に対して、その約定は共同で購入した植物が枯れた場合の損失負担を取り決めたもので、当該植物が枯れたからといって購入価格の半額を支払うことはできないと抗弁したが、実際には当該植物を担保とした貸金契約であるとされ、返済が命じられ、原告勝訴。	原告 代人	○ 代人
上京・米屋	J011	原告からの貸金返済請求に対して、被告身代限の際、原告が担保に取り置いていた物品を取り隠すなどしたことを理由に、本訴を提起するのは不当だと抗弁するが、そのような事実は認められず、原告勝訴。	原告 代人	○ 代人
下京・興善	F102	原告は、訴外某に対する被告の債務を代償したとして、被告に立替金を請求したが、被告は、それは債権譲渡を「詐唱」するものにほかならず、明治9年太政官布告99号（金穀等借用証書を他人に譲渡したときは借主において書き換えさせること）に抵触し、弁済に応じられないと抗弁するが、原告は上記債務の「請人」であり上記代償行為は上記法令に触れないとして、被告敗訴。	被告 代人	● 本人
		原告は、被告が失踪していたことを理由に出訴期限による制限を受けないとして被告に貸金返済を請求したが、被告の所在が明らかであったことが判明して訴えは受理されず、原告敗訴。	原告 代人	● 本人
		原告からの手形金不渡りの返済請求について、「動解口証」のなかで被告は訴外某と連署していることを理由に被告のみが返済する義務はないと抗弁したが、3人で示談して返済義務の合意があったことを自白しているので、被告の抗弁は成り立たず、被告敗訴。	被告	● 代人
京 滋	J013 J014	原告（賃借人）は、暴風雨によって破損した借家を被告（賃貸人）に代わって修理する代わりに5年間の家賃無償とする約束をしたが、被告は参加人に対する債務のため同物件を公売とするにいたった。原告は上述の約束の確認と居住を求めた。被告は修繕費の弁償を行った等として抗弁したが、確証が無いとされ、上記約束が附着したのとして公売手続を行うよう命じ、原告勝訴。	原告 代人	○ 代人

明治前期民事判決原本にあらわれた代人

本稿整理番号／簿冊番号・同内番号／判決年月日／裁判所			原告・控訴人			原告・控訴人代理人		被告・被控訴人・引合人・参加人	
13	20200014 ・32	18810808	京都	下京・石不動	26	下京・鍵屋	F102	下京・八坂上	27夫妻 28 29・代兼
14	20200015 ・7	18810903	京都	下京・石不動	26	下京・鍵屋	F102	下京・幸竹	30
15	20200016 ・65	18811011	京都	下京・弁財天	31	下京・鍵屋	F102	下京・占出山	32
16	20200016 ・70	18811012	京都	下京・鍵屋	F102			下京・八坂上	33
17	20200017 ・147	18811130	京都	下京・鍵屋	F102			下京・上堀詰	34
18	20200017 ・153	18811205	京都	葛野・川島	35	下京・鍵屋	F102	葛野・川島	36
19	20200019 ・20	18820222	京都 始審	下京・宮川筋	37	上京・上大坂	J009	下京・三文字	38
20	20200019 ・98	18820328	京都 始審	下京・大和	39	下京・鍵屋	F102	下京・姉小路	40
21	20200020 ・49	18820529	京都 始審	下京・石不動	26	下京・興善	総理代人 =F102	下京・柏屋	41
22	20200020 ・72	18820606	京都 始審	葛野・下嚙峨	42			下京・南	43
23	20200309 ・104	18820823	下京 治安	下京・東橋	44	下京・興善	F102	下京・西橋	45夫妻
24	20200313 ・129	18830525	京都 治安	下京・・松下	46	下京・松下	J012	下京・興善	F102
25	20200025 ・150	18831000	京都 始審	下京・都市	47	京	F102	下京・枳屋 下京・橘	48 49=参加人

被告代理人		判決概要	代人の立場/勝敗/相手側	
	J015 (50)	原告の貸金返済請求に対して、被告は返済期日は6ヶ月先であるとして返済しないと抗弁するが、確証が無いとされ、原告勝訴。	原告 代人	○ 代人
上京・今葉屋	J016	原告の貸金返済請求に対して、被告は返済の延期を合意したので、現時点で皆済に応じ難いと抗弁するが、確証が無いとされ、原告勝訴。	原告 代人	○ 代人
		貸金返済についての確定判決（原告勝訴）に基づく執行開始の命令。 ※確定判決は検索できません。		
京	松江平兵衛	質屋を営む原告は、資本融通のため被告と送り質取引をしており、随時仮証として前金を借り受けあとで質物を送るあるいは請け戻す取引をしている。原告は同取引による債務相当額と引替に質物328品の受戻を求めたのに対して、上記取引では、被告は個別の質物の受戻はできないと抗弁した。このような取引において、質品毎に元金を支払ってもその質品を抜くことが出来ないというような約款があるとは証書から読みとれないし、個別の質品が他の質品の担保に供されなければならないということにもならないのは当然であるので、原告勝訴。	原告 代人	○ 代言
京	F102	29の控訴審。原審と同様の理由で、被控訴人（原審原告）勝訴。	被控 代人	○ 代人
		被控訴人（原審原告）は、送り質取引を通じて生じた負債の返済請求をするにあたり、送り質約定書中に「質品万一流質に相成候共私方にて売払不足候共少しも御損難相掛け不申」とあることを主張したのに対して、控訴人（原審被告）は、その約定書は合意の上取り消したと主張したが、判決は有効だとして弁済を命じ、控訴人（原審被告）は敗訴 ※原審（京都始審18840617判決、20200028-0162、控訴人（原審被告）はF102以外の代人による、被控訴人（原審原告）は原審では代言人による）でも控訴人（原審被告）は敗訴。	控訴 代人	● 本人
下京・興善	F102	被控訴人（原審原告）からの請負金請求に対して、控訴人（原審被告）は途中で支払い済みだと抗弁したのに対して、確証が無いとして、被控訴人勝訴。 ※原審（京都始審18850519判決、20200029-0087、被控訴人（原審原告）の代人はF102以外の人物、被告は代人による）でも被控訴人（原審原告）勝訴。	被控 代人	○ 代言
		損害賠償事件についての原審判決（原告勝訴）に基づく執行開始の命令。 ※確定判決は検索できません。		
愛宕・柳原莊 下京・興善	J018 F102	原告が、被告等から購入した地所の一部を、被告1名建築の家屋が侵入しているので明け渡しを求めたのに対して、被告等は、地所売却以前からある境界線を越えて家屋を建築していないと抗弁したが、地券面の坪数と実際との間に齟齬があり実地面積に不足分があるとしても、その不足分に被告の建物が入り込んでいるとは直ちに言えないので、原告の主張は認められないとして、被告勝訴。	被告 代人	○ 本人
下京・興善	F102	控訴人（原審原告）は、被控訴人（原審被告）と、貸金返済のための勧解済口を行った。その勧解済口の合意の際に誤って一部の債権を放棄してしまったとして、当該債権額の返済を被控訴人に求めた。判決では、控訴人が勧解済口で放棄した債権額は、被控訴人の連帯債務者訴外某がすでに控訴人に弁済したものであり、本訴はそれを二重に請求するものとして退けられ、被控訴人勝訴。 ※原審（京都始審18870223判決 20200031-0066、被控訴人（原審被告2名）は本人訴訟）でも控訴人（原審原告）は敗訴。	被控 代人	○ 代言

明治前期民事判決原本にあらわれた代人

本稿整理番号／簿冊番号・同内番号／判決年月日／裁判所			原告・控訴人		原告・控訴人代理人		被告・被控訴人・引合人・参加人		
26	20200319・145	18831000	京都 治安	下京・石不動	26		F102	下京・八坂上ノ 下京・本 下京・七軒	27夫妻 28・29 50
27	20200335・98	18840415	京都 治安	下京・新	51	下京・興善	F102	下京・下河原	52夫妻
28	20200340・134	18840627	京都 治安	下京・新	51	京	F102	下京・下河原	52夫妻
29	20200028・218	18840800	京都 始審	下京・山田	53	下京・興善	F102	下京・須浜	54
30	20000073・124	18841023	大阪 控訴	下京・須浜	54	岡山	J017	下京・山田	53
31	20000073・25	18840916	大阪 控訴	下京・山田	53	下京・興善	F102	下京・亀井	55
32	20000076・82	18851222	大阪 控訴	葛野・御所ノ内	56	上京・南	広瀬充蔵	葛野・西七条	57
33	30300158・161	18861207	岐阜 始審	下京・筒金	58	下京・興善	F102	岐・郡上郡・中坪	59
34	20200461・21	18870331	京都 治安	愛宕・柳原莊・道央	60 61			愛宕・柳原莊 愛宕・柳原莊	62 63
35	20000085・90	18870530	大阪 控訴	下京・奈良物	64	東・今橋・寄留	竹中鶴二郎	上京・新車屋 上京・菊鉾	65 66

被告代理人		判決概要	代人の立場/勝敗/相手側		
下京・材木 宇治・醍醐	喜多英七 郎(68) J019(69)	原告からの、建物修繕請負金請求と保証金返還請求について、被告は、請負金については当初契約額は支払ったこと、預かっている保証金については約束の工事が未完成であるので支払わなかったことを抗弁したが、請負金額については被告の抗弁を認め、保証金については返還するよう命じ、原告一部勝訴。	原告 代人	○	代 言 代 人
下京・興善	F102	原告からの家賃支払請求について、被告は原告合意の上家賃の減額を取り決めたこと抗弁したが、手元家賃通帳に原告自ら減額家賃を記入しているところなどから、抗弁を認め被告勝訴。	被告 代人	○	代 言
下京・興善	F102	本文二(1)参照。	被告 代人	●	代 言
下京・興善 紀伊郡・柳原荘	F102 J020	原告からの売掛代金請求に対して、被告は、原告および原告亡夫、参加人2名が、被告に対して連帯債務と相殺すべきものと抗弁し、原告以外はそれを認めるなど真正と考えられることから、被告勝訴。	被告 代人	○	代 言
下京・興善	F102	39の控訴審。原審で、控訴人(原審原告)が自書捺印したとされる被控訴人(原審被告)に対する連帯債務の証書について、控訴人亡夫の筆跡でかつ控訴人の実印ではないこと、連帯債務者たちの証言も、原告を連帯債務とすることで自らの責任が軽くなるという利害関係があり信用できないことなどをもって、相殺する債務とは認定できないうとして、被控訴人(原審被告)は敗訴。	被控 訴人	●	代 言
紀伊郡・柳原荘	J021 J022	原告からの被告亡父との間の貸金返済請求について、被告等は、亡父跡相続の際に被告から残債を出世払い証文としたこと、偽印による連署であること、連帯債務ではないことなどを抗弁したが、いずれも確証が無いとして、原告勝訴。	原告 代人	○	代 人
		原告からの貸金返済請求に対して、被告は欠居し、原告勝訴	原告	○	本 人
		控訴人(原審原告)の酒代売掛代金請求について原審はその一部を入金済みと判断したが、それらはそれ以前の酒代金および支店納入分の酒代金であるので、それらの返済を改めて求めた。被控訴人は原審が支払を命じた分について返済済みであることを付帯控訴した。控訴審は、一部を入金済みとした部分のうちその一部を取消し、その分の未入金を被控訴人に支払うよう命じ、控訴人一部勝訴。 ※原審検索できず。なお20200036-0134に同文判決あり	控訴 代人	○	本 人
		控訴人からの貸金返済請求に対して、被控訴人は控訴人と金借契約をしていない、抵当とした土地の名義は被告のものだが実際は村共有のものなどと抗弁するが、確証が無いとして認められず、控訴人勝訴。 ※原審検索できず。	控訴 人	○	本 人
栗太・矢橋	A06	被控訴人からの貸金返済請求に対して、控訴人は当該証書が回答文例の書式に違うものなので義務を尽くしがたいと抗弁するが、売掛代金を米代残金之証書に更改したのとして抗弁は認められず、控訴人勝訴。 ※原審検索できず	控訴 代人	○	本 人
栗太・矢橋	A06	原告からの貸金返済請求に対して、被告は、金借は認めつつも、一部入金して、残額の返済延期を約定したと抗弁するが、確証が無いとされ、被告敗訴。	被告 代人	●	本 人

明治前期民事判決原本にあらわれた代人

本稿整理番号／簿冊番号・同内番号／判決年月日／裁判所			原告・控訴人		原告・控訴人代理人		被告・被控訴人・引合人・参加人		
36	20200461 ・53	18870729	京都 治安	下京・材木	67	下京・興善	F102	葛野・上嵯峨 宇治・醍醐	68 69=参加人
37	20200461 ・68	18871014	京都 治安	下京・東塩小路	70	上京・達磨	大河内源 二郎	下京・東塩小路	71
38	20200462 ・56	18890422	京都 治安	北区・堂島浜通	72	上京・清水	岡崎晴正	葛野・七条	73
39	20200462 ・108	18890717	京都 治安	紀伊・東九条	74	上京・大門	大河内源 二郎	紀伊郡・柳原莊	75 76 77
40	20200262 ・33	18891130	京都 始審	紀伊・東九条	74	大津	谷沢龍藏	紀伊・柳原	75
41	20200462 ・125	18890810	京都 治安	紀伊郡・柳原 莊・牛皮商	75	下京・興善	F102	紀伊郡・柳原莊 同上・東九条 同上・柳原莊	77 74=参加人 78=参加人
42	20200455 ・168	18910508	伏見 区	葛野・川岡 下京・興善	79 F102 =代兼			紀伊・上鳥羽	80-83
43	20000097 ・21	18891031	大阪 控院	下京・元法然寺	84	下京・興善	F102	下京・柏	85
【A06担当事件】									
1	20500178 ・19	18830600	大津 始審	栗太・老上(矢 橋)	A06	滋賀・馬場	J022	栗太・矢橋	86
2	20500178 ・21	18830700	大津 始審	滋賀・神出	87 88=代 兼			滋賀・中ノ庄	89
3	20500077 ・47	18830900	大津 始審	栗太・手原	90			栗田・下鈎	91

被告代理人		判決概要	代人の立場／勝敗／相手側	
栗太・矢橋 栗太・矢橋	A06 J024	原告からの貸金返済請求に対して、被告等は金借は認めるが、一人は自分一人で返済することはできないと抗弁、連帯債務であること、もう一人は契約書の署名捺印は自分のものではないなどと抗弁した。他の書証からそのようにいえないことなどから認められず、被告敗訴。	被告 代人	● 代人
栗太・矢橋	A06	原告からの貸金返済請求に対して、被告は一部返済した金額が控除されていないと抗弁するが、確証が無いとされ、被告敗訴。	被告 代人	● 代人
栗太・矢橋	A06	原告からの貸金返済請求に対して、被告は、連帯して借用したことは認めつつも、連帯者の内の一人が不在であると抗弁するが、連帯債務と明記されている以上認められず、被告敗訴。	被告 代人	● 本人
栗太・矢橋	A06	原告からの貸金返済請求に対して、被告は、金借は認めつつも、利息の一部を返済した際に延納を合意したと抗弁するが、確証がないとして、被告敗訴。	被告 代人	● 本人
		原告からの貸金返済請求に対して、被告は、現在調金できず返済延期を求めるが、認められず被告敗訴	原告	○ 本人
		原告からの貸金返済請求に対して、被告は、連帯して借用したことは認めつつも、連帯者の内の一人が不在であると抗弁するが、連帯債務と明記されている以上認められず、原告勝訴。	原告	○ 本人
栗太・矢橋	A06	原告からの貸金返済請求に対して、被告は、金借は認めつつも、利息の一部を返済した際に延納を合意したと抗弁するが、確証がないとして、原告勝訴。	被告 代人	● 本人
栗太・矢橋	A06	原告からの貸金返済請求に対して、被告は、金借は認めつつも、利息の一部を返済した際に延納を合意したと抗弁するが、確証がないとして、被告敗訴。	被告 代人	● 本人
滋賀・馬場 栗太・矢橋	J022 (123-125) A06 (123-124)	原告からの貸金返済請求に対して、被告は、金借は認めつつも、利息の一部を返済した際に延納を合意したと抗弁するが、確証がないとして、被告敗訴。	被告 代人	● 代人
		原告からの物品取戻訴訟について、被告はそれを認めてすでに返却したにもかかわらず裁判を求めたが、判決するを要しない。訴訟費用は被告負担とする。原告勝訴。	原告 代人	○ 本人
		原告からの貸金返済請求に対して、被告は、すでに返済したと抗弁するが、確証がないとして、原告勝訴。	原告	○ 本人
		原告からの貸金返済請求に対して、被告は、すでに延納を合意したと抗弁するが、確証がないとして、原告勝訴。	原告	○ 本人
		原告からの貸金返済請求に対して、被告は、金借は認めつつも、利息の一部を返済した際に延納を合意したと抗弁するが、確証がないとして、原告勝訴。	原告	○ 本人
		原告からの貸金返済請求に対して、被告は、連帯して借用したことは認めつつも、連帯者の内の一人が不在であると抗弁するが、連帯債務と明記されている以上認められず、原告勝訴。	原告	○ 本人
		原告からの貸金返済請求に対して、被告は、金借は認めつつも、一部を返済した際に延納を合意したと抗弁するが、確証がないとして、原告勝訴。	原告	○ 本人

明治前期民事判決原本にあらわれた代人

本稿整理番号／簿冊番号・同内 番号／判決年月日／裁判所			原告・控訴人		原告・控訴人代理人		被告・被控訴人・引合人・参 加人		
4	20500077 ・64	18830929	大津 始審	栗太・南笠	92	栗太・草津	J023	栗太・矢橋	93 94
5	20500077 ・88	18831000	大津 始審	滋賀・錦	95	滋賀・中ノ庄	J025	栗田・下鈎	96
6	20500077 ・117	18831100	大津 始審	滋賀・(大津)	97 98=代 兼			栗太・矢橋	99・100 101・102 103=代兼
7	20500077 ・115	18831113	大津 始審	滋賀・松本	104			滋賀・馬場	105・106
8	20500001 ・67	18831113	大津 治安	栗太・矢橋	A06			栗太・矢橋	107
9	20500001 ・96	18831115	大津 治安	栗太・矢橋	A06			栗太・矢橋	108・109・ 110
10	20500076 ・92	18839999	大津 始審	滋賀・錦	111			栗太・矢橋	112 113・114
11	20500001 ・119	18839999	大津 治安	滋賀・(大津)	115			滋賀・馬場 滋賀・(大津) 滋賀・松本 滋賀・(大津)	105 116 117 118・119
12	20500076 ・30	18839999	大津 始審	滋賀・(大津)	120	滋賀・(大津)	J026	栗太・矢橋	123~125 126・127 128=代兼 129・123・ 124 125=代兼
13	20500002 ・274	18839999	大津 治安	滋賀・馬場	J022	栗太・矢橋	A06	滋賀・(大津)	126
14	20500002 ・38	18840114	大津 治安	栗太・矢橋	A06			栗太・草津	127
15	20500002 ・34	18840115	大津 治安	栗太・矢橋	A06			栗太・矢橋	128 129=代兼
16	20500002 ・199	18840214	大津 治安	栗太・矢橋	A06			栗太・草津	130
17	20500002 ・215	18840220	大津 治安	栗太・矢橋	A06			栗太・下笠 栗太・纒	131 132
18	20500002 ・228	18840220	大津 治安	栗太・矢橋	A06			栗太・矢橋	133

被告代理人		判決概要	代人の立場/勝敗/相手側	
		原告からの貸金返済請求に対して、被告は、現在調金できず返済延期を求め、認められず原告勝訴	原告	○ 本人
		原告からの貸金返済請求に対して、被告は、一部を入金してきたが、現在調金できず返済延期を求め、認められず原告勝訴	原告	○ 本人
		本文二(2)参照	原告	○ 本人
栗太・矢橋	J027	原告からの貸金返済請求に対して、被告は、金借は認めつつも、延納を合意したと抗弁するが、確証がないとして、原告勝訴。	原告	○ 代人
		原告からの貸金返済請求に対して、被告は、現在調金できず返済延期を求め、認められず原告勝訴	原告	○ 本人
		原告からの貸金返済請求に対して、被告は、本契約は、現金と共にあらかじめ手数料を含めた金額の金借であり、実際には手数料を差し引いた金額しか借りていないにもかかわらず、額面総てを返済請求するのは不当と抗弁するが、抗弁に確証が無いので、原告勝訴。	原告	○ 本人
栗太・矢橋	A06	原告からの預金返還の請求に対して、被告は延期の約定をしたと抗弁するが、確証なしとして認められず、被告敗訴。	被告代人	● 本人
栗太・矢橋	A06	控訴人(原審被告)が落札した講掛金支払請求について、控訴人は、根拠となった証文は、旧証書であり、すでに更改された新証に基づいて控訴人が支払をなしていることを抗弁として主張したが、これが認められて、控訴人勝訴。※原審(18861228大津始審判決 20500078-61、被告1名のみ(他は欠席)で訴訟)では、単純な貸し金返済滞納の訴訟として、被控訴人(原審原告)が勝訴。	被控代人	○ 代人
栗太・矢橋	A06	原告からの貸金返済請求に対して、被告は、現在調金できず返済延期を求め、認められず被告敗訴。	被告代人	● 本人
栗太・矢橋	A06	原告からの貸金返済請求に対して、被告は、現在調金できず返済延期を求め、認められず被告敗訴。	被告代人	● 本人
高島・武曾横山 栗太・矢橋	J029 A06	原告の貸金返済請求に対して、勧解不調後6ヶ月の期限延期を合意したと抗弁したが、確証が無いとして被告敗訴。	被告代人	● 代言
栗太・老上(矢橋)	A06	被告の亡夫がなした桑苗の売買契約についての原告からの履行請求に対して、被告は、同契約証が真正に成立したものではないこと、亡夫が契約時にすでに戸主ではなかったことなどから、契約に従う義務はないと抗弁するが、いずれも退けられ、原告勝訴。	被告代人	● 本人
滋賀・大津	J049	原告の貸金返済請求に対し、被告の一人は、すでに返済した額の差し引き残額と合致しないので応じられないと抗弁し、もう一人は欠席。被告の抗弁に確証が無いとして原告勝訴。	原告	○ 代人
		原告の貸金返済請求に対し、被告らは、約定した利息に無実の記載がある、同一事件でかつて起訴され、その際訴訟入費支払いを条件に願ひ下げとなったので再度訴えを提起するのは不当だと抗弁、被告の内一人は欠席。被告の抗弁は証明できていないとして原告勝訴。	原告	○ 本人
		原告からの貸金返済請求に対して、被告は、連帯して借用了ことは認めつつも、連帯者の内の一人が不在であると抗弁するが、連帯債務と明記されている以上認められず、原告勝訴。なお被告の一人は欠席。	原告	○ 本人
		勧解を経た原告からの貸金返済請求に対して、被告は、現在調金できず返済延期を求めたが、認められず原告勝訴。	原告	○ 本人
滋賀・大津 栗太・草津	A05 J030	地所売買契約解除の訴訟。原告敗訴	原告代人	● 代人

明治前期民事判決原本にあらわれた代人

本稿整理番号／簿冊番号・同内番号／判決年月日／裁判所			原告・控訴人		原告・控訴人代理人		被告・被控訴人・引合人・参加人		
19	20500002・327	18840311	大津治安	栗太・矢橋	A06			栗太・矢橋	134
20	20500002・404	18840324	大津治安	栗太・矢橋	A06			栗太・矢橋	135 136=代兼
21	20500003・270	18840929	大津治安	栗太・矢橋	A06			滋賀・(大津)	137
22	20500002・152	18849999	大津治安	栗太・矢橋	A06			栗太・矢橋	138
23	20500002・6	18849999	大津治安	栗太・矢橋	A06			栗太・下笠 栗太・纒	131 132
24	20500002・59	18849999	大津治安	栗太・矢橋	A06			滋賀・馬場	139 140=代兼
25	20500005・48	18861016	大津治安	滋賀・(大津)	141			野洲・杉江	142
26	20000085・35	18870425	大阪控院	栗太・稲津	143	栗太・稲津	J028	野洲・杉江	142
27	20500007・95	18880926	大津治安	滋賀・(大津)	143			滋賀・松本	144 145
28	20500007・94	18880926	大津治安	滋賀・(大津)	143			滋賀・膳所 滋賀・松本	146 145
29	20500008・19	18890322	大津治安	高島・勝野	146	滋賀・(大津)	谷沢龍蔵	高島・武曾横山 高島・勝野	147 148
30	20500008・64	18891031	大津治安	東浅井・湯田 東浅井・湯田	149 150			蒲生・安土	151
31	20500009・2	18900121	大津治安	東京・日本橋 栗太・老上(矢橋)	152 A06			滋賀・大津	153 154
32	20500009・3	18900124	大津治安	栗太・老上(矢橋)	A06			滋賀・大津	155 156 157 158
33	20500009・19	18900417	大津治安	栗太・老上(矢橋)	A06			滋賀・大津 栗太・老上	159 160=代兼
34	20500009・27	18900430	大津治安	栗太・老上(矢橋)	A06			滋賀・大津	161 162=代兼
35	20500082・18	18900609	大津始審	栗太・草津	163	栗太・老上(矢橋)	A06	栗太・草津 蒲生・市辺	164 165

被告代理人		判決概要	代人の立場/勝敗/相手側		
		勸解を経た原告からの貸金返済請求に対して、被告は、現在調金でできず返済延期を求めるが、認められず原告勝訴。	原告	○	本人
		原告からの預品取戻請求に対して、勸解で返還義務を認め日延べを合意したが、それでも返還せず勸解不調となり、本訴を提起した。被告の1人は欠席している被告らが預かっているの自分で自分に返済義務はないと抗弁するが、連署して預かっている以上認められないとして原告勝訴。	原告	○	本人
		原告からの貸金返済請求に対して、欠席。原告勝訴。	原告	○	本人
		原告からの貸金返済請求に対して、欠席。原告勝訴。	原告	○	本人
		原告からの貸金返済請求に対して、欠席。原告勝訴。	原告	○	本人
		原告からの立替金返済請求に対して、欠席。原告勝訴。	原告	○	本人
東・島	松浦一貫	控訴人2人は、被控訴人と訴外A間の金銭貸借契約に連帯して債務を負っているとして、原審で控訴人らは債務の弁済を命じられた。控訴人らは、当該契約はAらによる実印盗用によるものと抗弁したが、確証が無いとされ、訴外Aもその債務に服していることから、被告人敗訴。 ※原審検索できず。	控訴人 代理人	●	代言
西成	J031	10年年季の買戻し特約で田地を売却した(引きつづき小作契約締結)原告からの被告への買戻し請求に対して、不実意があるときには買戻しに応じる必要が無い旨の条項により、小作米滞納、地価高騰による転売意図のある原告には不実意があるとして拒絶したが、不実意とは見られないとして原告勝訴。	原告 代理人	○	代人
阪	F070	上記控訴審、控訴審でも被控訴人(原審原告)に不実意があるとは見なされないと、被控訴人の買戻し請求が認められた。 ※なお20100012-0089も同判決。	被控 訴人	○	代人
島上・土室 同上	F070 (181) J034 (182)	原告からの、被告亡夫に対する貸金の返済請求を求められた被告は、引合人に書入していた土地処分によって上記貸金返済を行ったと抗弁したが、それにより返済がなされた確証が無く、借用証を取り戻した形跡もないので認められず、被告敗訴。	被告 代理人	●	代人
島上・土室	F070	頼母子講を落札した被告に分割して支払い終了落札金支払い済み証書の交付請求に対して、被告は、同支払がたびたび遅延したことを理由にその遅延期間分の利子の支払いを求めていることを抗弁した。被告の抗弁が認められ原告が遅延利子を支払う代わりに証書授与を命じた。	被告 代理人	○	代人
西成・曽根崎	J037	本文二(3)参照。 ※事件2番関連とも思われるが、原告の姓名の内、名前が異なり、判決中の控訴審の判決日が異なる。ただ、DB中では、同判決日に大阪上等で該当の判決は検索できず。	引合 人	○	代人
東・糸屋	J038	原告からの頼母子講での貸金返済請求に対して、被告の抗弁は口頭によるものに過ぎず、原告勝訴。	原告 代理人	○	代人
	F070	原告は、訴外係争事件(被告所属村のための山林売買等事件)における旅費日当を、約定証に基づいて請求したが、当該約定証は被告所属村構成員である被告161名を除く4人の被告と原告を含む当該訴外係争事件についての事務受任者間の約束にすぎず、確認たり得ず、また原告は当該訴外係争事件での総代としての経費の決算報告を、被告中161名の村民に行っていない以上、それに先だって、経費の請求を行うことは事務の順序を間違えた請求で認められないとした。被告勝訴。	被告 代理人	○	代言

明治前期民事判決原本にあらわれた代人

本稿整理番号／簿冊番号・同内番号／判決年月日／裁判所			原告・控訴人			原告・控訴人代理人		被告・被控訴人・引合人・参加人	
36	20500009 ・89	18900918	大津 治安	滋賀・大津	A06			滋賀・大津	166 167=代兼
37	20500009 ・87	18900918	大津 治安	滋賀・大津	A06			滋賀・大津	168 169 170
38	20500009 ・110	18901018	大津 治安	滋賀・大津	A06			甲賀・石部	171
39	20500010 ・15	18901202	大津 区	滋賀・大津	A06			滋賀・膳所	172 173
40	20500010 ・20	18901211	大津 区	滋賀・大津	A06			滋賀・大津	154
41	20500010 ・28	18901226	大津 区	滋賀・大津	A06			栗太・老上(矢橋)	174
【F070担当事件】									
1	20000084 ・4	18770705	大阪 控院	島上・古曾部	175 176	島上・土室	F070	島上・高槻	177
2	20100012 ・88	18790700	大阪	島上・氷室	178	島上・天川	F070	島上・氷室	179
3	20000024 ・48	18791110	大阪 上等	島上・氷室	179	阪	J032	島上・氷室	178
4	20100013 ・209	18791006	中之 嶋区	島上・土室	180	東・豊後	J033	島上・土室	181 182 = 引合人
5	20100019 ・9	18800400	大阪	島上・富田	183	島上・富田	J035	島上・土室	184
6	20100019 ・61	18800508	大阪	島上・氷室	185	北・樋上	J036	島上・氷室 島上・天川	178 F070 = 引合人
7	20100028 ・79	18810600	大阪	島上・土室	184	島上・天川	F070	東・和泉	188 189
8	20100033 ・111	18820506	大阪 始審	島上・原	190		朝岡象太郎	島上・原	191 192 193 194=代兼 195(他161名)

被告代理人		判決概要	代人の立場／勝敗／相手側		
	F070 岩谷冨四郎	下記事件にかかわる、服部村の支配林に対する権利をめぐる原村との訴訟。服部村の支配林への権利を認めることについて原村とは争いがないので、訴訟入費についてのみの判決。	被告 代人		
	F070 朝岡象太郎	本文二（３）参照。	被告 代人	○	代言
北・宗是 島上・土室	J041 F070	本文二（３）参照。	被告 代人	○	代言
島上・土室	F070 = 総代人	原告村は、係争山林の所有権は原告村にあったが、地籍が被告村にあったため、被告村を通じて正租を納入してきたのであり、これは小作米ではないと主張し、これまでの過払い分の清算を求めた。これに対して被告村は、地券名義は被告村であり、またかつて被告村戸長らが擅断的に係争山林を原告村に売却したことがあったが、直ちに裁判で争い売買取消の終局判決を得ている経緯もあり、係争山林の所有は原告村にあるとは断定できず、上記正租負担分と称するものも、小作米と認めざるを得ないと抗弁した。判決では、原告村の請求は、所有権の存在を前提とするが、所有権を回復していないと判断される現状では、そうした請求を行うことはできないと考えるべきとして、被告村勝訴。	被告 代人	○	代人
東・船越	西賢明	原告被告所属村他５村の入会山であった阿武山が官有地に編入されたが、その後民有の確証が発見されたため、同山を共有山にするための出願を行うことについて原告被告は合意し、被告等は原告に出願の委任をし、そのための経費負担を契約した。そしてその一部を被告は原告に渡したが、なおも不足する負担金を原告は立て替えたので、その分についての返済を求めた。これに対して、被告らは、同出願は、民有証憑発見についての虚偽の情報に基づいて成立したものであり、すでに一部を支払っている以上に出金する義務はないと抗弁した。上記負担金分担の契約は真正に成立したものであり、被告等は分担を拒む理由がないとして、原告勝訴。	原告 代人	○	代言
阪	F070	原告からの酒売掛金請求に対して、酒の購入は認めつつも、その請求額が不当であるなどと抗弁するが、確証が無いとして、被告敗訴。	被告 代人	●	本人
		被控訴人（原審原告）からの貸金返済請求に対して、控訴人（原審被告）は、被控訴人が利息領収証の月の数字を改ざんして、支払い済み分を請求したと抗弁し、被控訴人は、原審で、貸金当初に合意して取り決めた利率が利息制限法を超過するとして利息算定額が減額された点を不当だと主張した。改ざんの事実はなく、原審の利息制限法に超過するという判断を支持して、原審通りとした。 ※原審（大阪始審 18820902判決 20100035-0027、原告とも本人訴訟）では、控訴人の返済義務を認め、その返済額を利息制限法に基づいて減額した。	控訴 代人	○	本人

明治前期民事判決原本にあらわれた代人

本稿整理番号／簿冊番号・同内番号／判決年月日／裁判所			原告・控訴人		原告・控訴人代理人		被告・被控訴人・引合人・参加人		
9	20100057・144	18831012	大阪 始審	島上・服部	196(他 192名)		J039 J040	島上・原 愛宕・岡崎	197・198 (他158名原 村民) 総代 191・192 199・200
10	20100069 ・148	18840207	大阪 始審	愛宕・岡崎	199・ 200		国分道衛	島上・原 西成・曾根崎 島上・原	201(他158 名) 192=代兼 197・202
11	20000074 ・25	18840922	大阪 控訴	愛宕・岡崎	200・ 202	西・江戸堀南	都留繁藏	島上・原	201(他158 名)・197・ 202
12	20100086 ・66	18860227	大阪 始審	島上・服部	203(他 90名) 総代= 204	島上・服部	J042	島上・原 島上・土室	204(他216 名原村民) 総代202 205・206・ 207・208
13	20100109 ・140	18881225	大阪 始審	島上・土室	209 210 184	島上・東天川 西・江戸堀南通	F070 (209) 吉田恒吉 (210・ 184)	島上・土室	211(他15 名) 212 213
14	20100044 ・245	18821000	中之 島治	東成・北平野	214			東・和泉	215
15	20000065 ・87	18821204	大阪 控訴	島上・土室	184	島上・土室	F070	東・伏見	216

被告代理人		判決概要	代人の立場／勝敗／相手側		
阪	F070 (218)	原告は、被告父Aとの間でAに係争地を売却したとの外観をとり、その実は原告の所有に留め置いたこと、いつでも原告に戻すことを約した証書を交わしていたとして、被告に土地取戻しを求めた。被告は、引合人に対する負債償却のため、身代限手続をとり、係争地もその対象財産に組み込まれた。引合人は、係争地を身代限処分から除外するための原告被告の間の共謀による提訴だとして、原告の請求を認めないことを求めた。判決では、当該約定証が真正に成立したものとして、原告の主張を認め、引合人の請求を退けた。	引合人代人	●	代言
	J043 J044	原告からの年賦滞りの訴訟について、原告の呈示する書証はいずれも被告の「遺残ノ証書」であることは明確なので、原告が義務を得る証とはならないとして原告敗訴。	原告代人	●	代人
下京・本	J045	被控訴人（原審被告他訴外2名）を敷札引受人とする頼母子講が破講となったので、控訴人（原審原告）はこれまでの支払い済み金額の返済を被控訴人に請求した。勧解で返済約定証を取り交わしたが返済しないので本訴提起となった。被控訴人は、勧解での約定書の金額は、被控訴人の無筆に乗じて控訴人が勝手に記入したものだという主張が確証の無いものとして退けられ、控訴人の主張が認められた。 ※原審（京都始審18871117判決 20200033-0104、原被告共に本人訴訟）では、控訴人（原審原告）の主張する返済額は認められず、被控訴人（原審被告）の提示する額のみ返済を受けるとされた。なお、同判決として20100115-21。	控訴代人	○	代人
島上・東天川	F070	原告の預金返還請求に対して、被告は、原告弟と被告妻が被告盲目に乗じて共謀して偽造したと抗弁したが、偽造の確証は無いとされ、原告勝訴。	被告代人	●	本人
島上・上田辺	J046	原告の預金返還請求に対して、被告は、原告が被告の家事を執る中で偽造したものと抗弁したが、偽造の確証は無く、また預金をしたという陳述について被告自身が押印して自認しているので、原告勝訴。	原告代人	○	代人
島上・大冠	F070	上記控訴審判決。原審での抗弁に加えて、預金弁済の必要は無い旨合意した証書があると控訴人（原審被告）は抗弁するが、同証書は本事件に無関係とされ、被控訴人（原審原告）勝訴。	被控代人	○	代言
島上・富田 西・土佐堀裏	J047 J048	原告被告が加入する頼母子講において、落札した被告がその後年賦金支払いを滞らせたとする、原告からの年賦返済請求に対して、被告は居村水害のため休会しており、また、原告請求額が起訴後減額されたために管轄違を申し立てた。休会していたかどうかの確証は無く、また減額は起訴後の変更によるので管轄違とならないとして原告勝訴。	原告代兼	○	代人
		上記控訴審判決。控訴人（原審被告）の管轄違とする控訴理由については認められないとして被控訴人（原審原告）勝訴。	被控訴人	○	代言

始審裁判所、「治安」＝各治安裁判所、「大阪控訴」＝大阪控訴裁判所、「大阪控院」＝大阪控訴院。くる者には、本稿で扱っている、F102、A06、F070以外には、Jで始まる通し番号を、原被告には、記号が挿入されているのは、複数当事者の場合の個別の代理をしていることを示す。県については、大津町（町村制施行以前の大津町域は（大津）としている）、滋賀・栗太・野洲・蒲泉県を略記している。なお上記郡名のあとは京都の場合町名、その他は村名である。1888年町村制訴訟。

明治前期民事判決原本にあらわれた代人

本稿整理番号／簿冊番号・同内番号／判決年月日／裁判所				原告・控訴人		原告・控訴人代理人		被告・被控訴人・引合人・参加人	
16	20100036・200	18821222	大阪始審	島上・氷室	217		松浦一貫	島上・塚原 南桑田・出灰	209 218 = 引合人
17	20100057・67	18830924	大阪始審	島上・東天川	219(他8名)		F070	島上・高槻 島上・高槻 島上・土田辺	220 221 222
18	20000087・111	18880327	大阪控院	南桑田・出灰	218	島上・土室・農	F070	南桑田・杉生	223
19	20100115・21	18890131	中之島治	島上・服部	224			島上・芥川	225
20	20100111・38	18890204	大阪始審	島上・芥川	225	島上・東天川	F070	島上・芥川	226
21	20000094・94	18890527	大阪控院	島上・芥川	226	東・今橋	吉本松吉	島上・芥川	225
22	20100123・7	18901117	大阪地裁	島上・高槻 島上・阿武野 (土室)	J046・227 F070 =代兼			島上・富田	228 229
23	20100123・8	18910307	大阪控院	島上・富田	228 229	西・江戸堀	山脇鋭郎	島上・高槻 島上・阿武野 (土室)	J046・227 F070

※裁判所の略記について、「区」＝各区裁判所、「京都」＝京都・大阪各裁判所、「始審」＝各
 ※原被告代理人欄で氏名が出ているのは代言人。それ以外は、記号で示した。代人として名前が出て
 1から始まる通し番号を付している。なお代人中、A05は拙稿を参照。各代理人のあとに（）で
 ※なお、郡区・町村名は、京都府については、上京・下京区、葛野・愛宕・紀伊・南桑田各郡、滋賀
 生・高島各郡、大阪府については、東・北・西各区、西成・島上・東成各郡、東＝東京府、岐＝岐
 行以降についての村名のあとに（）内は同以前の旧町村名である。
 ※本表中右端の欄は、「本」＝本人訴訟、「代人」＝代人を立てた訴訟、「代言」＝代言人を立てた訴